

【主な保険金のご案内】 傷害総合保険

AIG損害保険株式会社

このご案内では、傷害総合保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細については、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターにお問い合わせください。

基本となる主な保険金の概要

【2018年1月1日以降保険始期のご契約】

保険金の種類	補償内容の概要
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち30日限度(※3)) (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 (※3) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」をセットしていない場合は、90日限度となります。
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1事故につきご契約の保険金額限度) ● 公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ● 入院・転院のための交通費 ● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注) 労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。
介護保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、介護が必要な状態と医師に診断された場合に、事故日を含めて181日目以降の介護を要する期間1年につき、ご契約の保険金年額をお支払いします。 (介護を要する期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算によりお支払いします。)

主な特約保険金などの概要

特約などの名称	補償内容の概要
入院一時金支払特約	入院保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときにご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (1事故につき1回限度)
入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)	入院保険金および手術保険金の支払対象期間を次のとおり拡大してお支払いします。 ● ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について入院保険金をお支払いします。 ● ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。 (注) 通院補償のあるご契約については、必ず「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただきます。
通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院について通院保険金をお支払いします。(1事故につき90日限度(※)) (※) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」がセットされている場合、30日限度となります。 (注) 入院補償のあるご契約については、必ず「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただきます。
通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて180日以内の通院について通院保険金をお支払いします。(1事故につき30日限度)

傷害総合保険

特約などの名称	補償内容の概要
被害事故補償特約	<p>被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをした場合に、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>お支払いする保険金 治療費や休業損害、逸失利益、精神的損害、将来の介護料、葬儀費などの損害の額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。（1事故につきご契約の保険金額限度） （注）損害賠償金や他の給付金（犯罪被害者等給付金など）がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p>
救援者費用等補償特約	<p>被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 （保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ● 現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ● 救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ● 現地からの移送費用 ● 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（日本国外20万円、日本国内3万円限度）
費用に関するもの	<p>被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 （保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内での野外活動中における偶然な事故（※）によって、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 （※）「急激かつ偶然な外来の事故」による場合は、日本国外でもお支払いの対象となります。</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ● 現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ● 救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ● 現地からの移送費用 ● 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（日本国外20万円、日本国内3万円限度） ● 上記①または②に該当した被保険者所有の装備品（※1）にかかる費用。なお、装備品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、再調達価額（※2）で算定した損害の額または修理費とします。（再調達価額（※2）を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額×10%限度）（※3） <p>（※1）装備品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ（眼鏡を除きます。）、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ● 船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など <p>（※2）同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。ただし、貴金属などは、時価額により算定します。 （※3）自己負担額（1事故につき 10,000円）があります。</p>
救援者費用等補償特約（救援者費用等追加補償特約セット）	<p>被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 （保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内での野外活動中における偶然な事故（※）によって、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 （※）「急激かつ偶然な外来の事故」による場合は、日本国外でもお支払いの対象となります。</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ● 現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ● 救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ● 現地からの移送費用 ● 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（日本国外20万円、日本国内3万円限度） ● 上記①または②に該当した被保険者所有の装備品（※1）にかかる費用。なお、装備品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、再調達価額（※2）で算定した損害の額または修理費とします。（再調達価額（※2）を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額×10%限度）（※3） <p>（※1）装備品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ（眼鏡を除きます。）、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ● 船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など <p>（※2）同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。ただし、貴金属などは、時価額により算定します。 （※3）自己負担額（1事故につき 10,000円）があります。</p>
ホームヘルパー等費用補償特約	<p>家事従事者（※1）である被保険者が、偶然な事故によるケガで入院し家事に従事できなくなった場合、入院保険金が支払われるべき期間中に臨時に負担した費用をお支払いします。 （1事故につき、ご契約の支払限度基礎日額に雇入などの日数（※2）を乗じた額限度） （※1）家事従事者とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児などの家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 （※2）180日を限度とします。</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ホームヘルパー、ベビーシッター、清掃代行サービス業者の雇入費用 ● 被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（交通費を含みます。） <p>（注）自己負担額（1事故につき5,000円）があります。</p>
携行品損害補償特約（再調達価額補償型）	<p>被保険者が、住宅外で携行している被保険者所有の身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）で算定した損害の額または修理費をお支払いします。 （再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度） （注1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 （保険始期が2019年9月30日以前の契約では携行品に含まれます。） ● ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 （保険始期が2019年9月30日以前の契約では携行品に含まれます。） ● クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ● 船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など <p>（注2）貴金属などは、時価額により算定します。 （注3）自己負担額（1事故につき 3,000円）があります。</p>

傷害総合保険

	特約などの名称	補償内容の概要
費用に関するもの	キャンセル費用補償特約	<p>被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が死亡または入院（※）したことにより、被保険者が予約していた国内・海外旅行、演劇・音楽公演など特定のサービスを受けられなくなり、負担したキャンセル費用をお支払いします。（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>（※）死亡日または入院開始日を含めて31日以内（被保険者本人が亡くなった場合は死亡日以降）に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>（注）自己負担額（1事故につき1,000円またはキャンセル費用の額の20%相当額のいずれか高い方）があります。</p>
	遭難捜索費用補償特約	<p>山岳登山（※）の行程中に遭難したことにより、その捜索、救助または移送のため、捜索活動を行った者に対して負担した費用をお支払いします。（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>（※）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。</p>
	遭難捜索追加費用補償特約	<p>山岳登山（※）の行程中に遭難したことにより、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。（保険期間を通じて、30万円限度）</p> <p>（※）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ●救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ●現地からの移送費用 ●交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（3万円限度）
他人への賠償に関するもの	個人賠償責任補償特約	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>（保険始期が2019年9月30日以前の契約は、電車などの運行不能による賠償責任については、電車などの財物への損害を伴う場合のみ、保険金をお支払いします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 <p>（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金（1事故につきご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） <p>（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>（注2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として弊社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p>
	受託品賠償責任補償特約	<p>被保険者が他人から受託した物を、次のいずれかの間に、壊れたり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内にある被保険者の住宅内に保管している間 ●国内外を問わず一時的に住宅外に持ち出している間 <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金（1事故につきご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） <p>（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など <p>（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>なお、損害賠償金は、受託品の時価額を超えないものとします。</p> <p>（注3）自己負担額（1事故につき5,000円）があります。</p>
	レンタル用品賠償責任補償特約	<p>被保険者が自らが使用する目的で、レンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品の国内外における損壊または盗取につき、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） <p>（注1）レンタル用品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など <p>（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>なお、損害賠償金は、レンタル用品の時価額を超えないものとします。</p> <p>（注3）自己負担額（1事故につき3,000円または損害賠償金の20%相当額のいずれか高い方）があります。</p>